高知県警察本部訓令第10号

警察本部
警 察 署

高知県警察における情報セキュリティに関する訓令を次のように定める。

平成16年６月１日

高知県警察本部長　黒木　慶英

高知県警察における情報セキュリティに関する訓令

（目的）

第１条　この訓令は、高知県警察情報システム及び管理対象情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及び当該基準を組織的に実施するための基本事項を定め、もって高知県警察における情報セキュリティを維持することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（１）　高知県警察情報システム

県警察が設置する情報システムをいう。

（２）　機密性

情報について、当該情報を利用する権限を有する者のみが当該情報を利用できることをいう。

（３）　完全性

情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。

（４）　可用性

情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。

（５）　情報セキュリティ

情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。

（６）　管理対象情報

次に掲げる情報をいう。

ア　高知県警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が高知県警察情報システムに入力されたものを含む。）

イ　高知県警察情報システムから出力された情報

ウ　高知県警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって職員が職務上取り扱うもの

エ　高知県警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

（情報セキュリティ管理者）

第３条　県警察に、情報セキュリティ管理者を置き、警務部長をもって充てる。

２　情報セキュリティ管理者は、高知県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事務を統括するものとする。

（情報セキュリティ副管理者）

第４条　県警察に、情報セキュリティ副管理者を置き、総務参事官をもって充てる。

２　情報セキュリティ副管理者は、情報セキュリティ管理者を補佐し、情報セキュリティ管理者に事故があるときは、その職務を代理する。

（高知県警察情報セキュリティ委員会）

第５条　高知県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティその他県警察における情報セキュリティに関する重要事項について審議するため、県本部に高知県警察情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会の委員長は、情報セキュリティ管理者をもって充てる。

３　委員会の任務、組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（管理対象情報の分類及び対策の基準）

第６条　管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に照らして分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理しなければならない。

２　管理対象情報の分類及び対策の基準については、別に定める。

（職員の責務）

第７条　職員は、高知県警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

（監査）

第８条　県警察に、情報セキュリティ監査責任者を置き、警務部長をもって充てる。

２　情報セキュリティ監査責任者は、高知県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査の実施を統括するものとする。

３　監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（その他）

第９条　この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成16年６月１日から施行する。

（他の訓令の廃止）

２　高知県警察情報セキュリティポリシーに関する訓令（平成14年３月本部訓令第６号）は廃止する。

附　則（平成19年３月本部訓令第８号）

この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月本部訓令第14号）

この訓令は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成30年２月本部訓令第１号）

この訓令は、平成30年４月１日から施行する。